

～国民健康保険税の税率を改正します～

国の法律改正により、平成30年4月から北海道が道内の市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなり、北海道は財政運営の責任主体として、道内市町村ごとの国民健康保険運営事業納付金を決定し、鶴居村は納付金を北海道に納付することになりました。

この納付金は、国民健康保険税で賄うこととなりますが、現在の税率では北海道から示された納付金には足りず、税率を改正する必要があります。そのため、鶴居村では、北海道から示された標準保険料率を参考に、税率を改正していきます。しかし、急激に税率を上げることは避けなければならないため、まずは、令和9年度までの段階的な引き上げとし、賦課方式の統一、保険料水準の統一を目指します。

また、これまででは税込だけでは足りない部分を一般会計繰入金で賄っていましたが、令和5年度から国民健康保険特別会計にて基金を運用し、国民健康保険運営事業納付金を納付します。

<令和5年度国民健康保険税率の改正内容>

区 分		改 正 前	改 正 後	増 減
医 療 分	所得割率	5.70%	6.91%	+ 1.21%
	資産割率	20.00%	20.00%	-
	均等割額	22,500円	24,000円	+ 1,500円
	平等割額	23,500円	25,500円	+ 2,000円
	課税限度額	650,000円	650,000円	-
後 期 分	所得割率	2.27%	2.52%	+ 0.25%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	6,000円	6,700円	+ 700円
	平等割額	13,000円	14,500円	+ 1,500円
	課税限度額	200,000円	220,000円	+ 20,000円
介 護 分	所得割率	1.52%	2.13%	+ 0.61%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	6,500円	7,500円	+ 1,000円
	平等割額	7,900円	9,500円	+ 1,600円
	課税限度額	170,000円	170,000円	-

※介護分は40歳以上～65歳未満の方が対象となります。

※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うものです。

<未就学児 均等割軽減について> 未就学児分の均等割軽減(令和5年度税額ベース)

均等割額の軽減	区分	均等割額	
		軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	24,000円	12,000円
	後期分	6,700円	3,350円
2割軽減	医療分	19,200円	9,600円
	後期分	5,360円	2,680円
5割軽減	医療分	12,000円	6,000円
	後期分	3,350円	1,675円
7割軽減	医療分	7,200円	3,600円
	後期分	2,010円	1,005円

令和4年4月より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である)を対象に、保険料均等割額の5割が軽減されます。

※所得の基準による軽減措置が該当する場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます。

※介護分は40歳から65歳未満までの方が対象となり、未就学児は対象外です。

<国民健康保険の一部負担金の減免制度について>

鶴居村の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関等の窓口で支払う医療費(一部負担金)の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することが出来ます。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせ願います。

<出産育児一時金の引き上げについて>

出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、近年の伸び率を勘案し、直近の出産費用を賄えるように設定。

令和5年4月から、全国一律で50万円となりました。

令和5年度の納税通知書は、6月下旬に発送いたします。

お問い合わせ先～鶴居村役場住民生活課保険年金係 電話 0154-64-2113